

令和 8 年 6 月吉日

各単位 P T A 会長ならびに事務ご担当者 様

高松市 P T A 連絡協議会  
会長 太田 健治郎

## こどもSOS向け災害見舞金規定について（ご案内）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本協議会事業にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会では「こどもSOSの家」運動にご協力いただいている協力者のみなさまが、安心して活動に従事していただくことができるよう「こどもSOSの家向け災害見舞金規定」を設けております。

つきましては、加入についてご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、詳細は高松市 P T A 連絡協議会事務局までお問い合わせください。

### 《お申し込み方法について》

#### ◆ 契約手続き

別紙、加入申込書と暫定加入料、ならびにSOS協力者一覧表をご用意下さい。

個人情報ですので、住所・電話番号など内容は省いていただいて結構です。協力者の詳細は、請求の際にご確認させていただきます。

加入料：@25円×SOS件数

振込先：百十四銀行 高松市役所支店

口座番号 普通預金 0005585

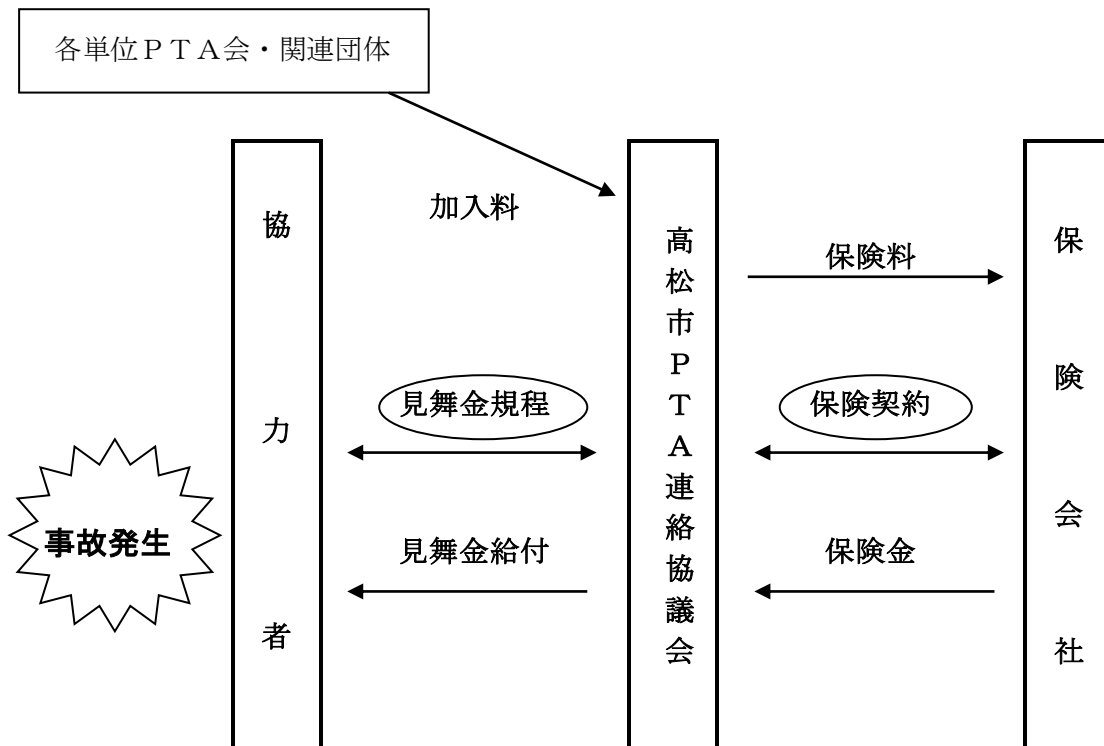
口座名義 タマツビ<sup>®</sup>ーテイエインラクキョウキ<sup>®</sup>カイ カイヨウ オオタケンジ<sup>®</sup>ロウ  
高松市PTA連絡協議会 会長 太田 健治郎

**※締め切り：令和8年7月22日（水）**

※加入期間終了後、保険期間中の件数に変更ができた場合は、速やかに市P連事務局までお知らせください。

## 1. 規定の概要

こどもSOS向け災害見舞金規定とは、「こどもSOS」運動の協力者が、子どもを守る活動中に不審者の加害行為によって身体障害を被り、死亡・後遺障害・入院または通院をした場合や建物や所有物が壊されたりした場合に、協力者に見舞金を支給する規定です。



※協力者に事故が生じた場合は、高松市PTA連絡協議会までご連絡ください。

## 2. 対象施設および対象者

- ◆ 施設： 「こどもSOS」に協力いただける民家・商店等
- ◆ 対象者： 「こどもSOS」の協力者およびそのご家族他

## 3. 見舞金お支払いの対象とならない損害（主なもの）

- ・ 保険契約者・被保険者の故意による損害
- ・ 保険契約者・被保険者の犯罪行為
- ・ 戦争その他の変乱、原子力危険
- ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた損害
- ・ 治療目的以外の入・通院
- ・ 協力者の精神障害
- ・ 協力者の麻薬等の使用
- ・ 協力者の無資格運転、犯罪行為、闘争行為
- ・ 見舞金等の支払いの不履行による賠償責任損害
- ・ 業務上の事由によらない疾病死亡（私的疾病死亡）
- ・ 協力者の所有する自動車および原付自転車の損壊、盗難 など

#### 4. 加入期間

2026年8月1日から2027年7月31日の1年間

#### 5. 加入タイプ

死亡見舞金	1,000万円
後遺障害見舞金	
重度後遺障害	1,000万円
中度後遺障害	300万円
軽度後遺障害	30万円
入院見舞一時金	5万円
通院見舞一時金	1万円
建物損害見舞金	3万円
収容物損害見舞金	3万円
年間加入料(1件当たり)	25円

※見舞金のお支払いにあたっては、見舞金給付対象者から領収書をご提出いただく必要があります。

#### ◆ お問い合わせ先

高松市PTA連絡協議会 事務局(担当:三好)

TEL:087-826-7802

Fax:087-826-7790

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国高松支店(担当:森藤)

TEL:087-813-0085